

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

字の区域の変更

建設業者の登録

保安林指定の解除予定

森林区施業計画の公表

森林区実施計画案の公表

ひな白痴検査の実施

告示

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）による

区画整理の施行に伴ない、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十九条第一項の規定により、

倉吉市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、昭和三

十六年十二月二十一日から施行する。

昭和三十六年十二月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

一 北野字下河原一、二ノ二、三ノ二、一ノ一、一二、
北野字南下河原一三、一四の内、一五ノ一の内、一六
の内、一六ノ一の内、一九の内、二〇ノ一、二〇ノ二、
二一ノ二、北野字下アカケニセノ一、二七ノ二、二八
ノ一、二九ノ一、三一ノ一、三三ノ一、三四、三五、
三六の内、三七の内、三九の内、四二の内、北野字上
アカケ六〇の内、六八の内、六九、七〇の内、七一、
七二、七三ノ一、七四ノ二、七四ノ三、七七ノ一、七
八、七九ノ一の内、七九ノ二、北野字八反田八二ノ一
の内、八二ノ二、北野字松ノ木一四四ノ四、一四五、
一四六、一四七、一四八ノ一、一四八ノ三、一四九ノ
一、一五一ノ一、一五二ノ二、北野字大石橋五六六の
内、五六七の内、五六七次一及びこれに伴う道路水
路等の国有地の全部を北野字下河原に変更。

一 北野字南下河原一四の内、一五ノ一の内、一六の内、

一六ノ一の内、一七、一八、一九の内、北野字下アカケ三七の内、三八の内、三九の内、四〇、四一、四二の内、自四三至四八、四九の内、北野字水抜五四七の一内、五四七ノ一の内、北野字中庄路五四九の内、五六一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字下赤家に変更。

一 北野字下アカケ三六の内、三七の内、三八の内、四九の内、北野字上アカケ五〇、五一の内、五二の内、五七の内、五八の内、六二の内、六三の内、自六四至六七、六八の内、七〇の内、北野字八反田九四の内、九四ノ一の内、九五の内、九六の内、九七の内、北野字水抜五四七ノ一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字上赤家に変更。

一 北野字上アカケ五一の内、五二の内、自五三至五六、五七の内、五八の内、五九、六〇の内、六一、六二の内、六三の内、七九ノ一の内、北野字上ミ野前五二六の内、五二七の内、北野字下野ノ前五二八の内、五二八次一、北野字前田一〇六及びこれに伴なう道路水路

国有地の全部を北野字上河原に変更。

一 北野字倉カケ二四五の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字権現に変更。

一 北野字前田一一五ノ二の内、一一五ノ三の内、一一七の内、一一〇の内、北野字倉カケ二五三ノ一の内、二五五の内、二五八の内、二五九、二六一ノ一、二六六ノ一、二六七ノ一、二六八、二六九ノ一、二七〇、二七〇ノ一、二七一、北野字大隈二七二、二七三、二七五、二七六、二七七、二七八の内、二八〇の内、二八一ノ一、二八二、二八一ノ二、二八二、二八四、二八五、北野字権現二三七ノ一の内、二三一の内、二三三、二三三ノ一の内、二三四ノ一の内、三〇三ノ一の内、三〇二の内、三〇三ノ一の内、三〇四の内、三〇五の内、三〇五次一、三〇六の内、三〇七の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字行留メに変更。

一 北野字行留メ二九九の内、三〇〇の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字水上に変更。

一 北野字水上三三〇の内、三四八の内、北野字井手ノ上三七四の内、三七五ノ一、三七五ノ二、三七六の内、三七七の内、三八一の内、北野字西高下三九八ノ一の内、北野字下山根四二九の内、北野字屋敷四六一の内、四六二の内、四六三ノ四の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字大坪に変更。

一 北野字大坪三四ノ二の内、三三三の内、三三四の内、北野字大坪三四の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字大坪に変更。

等の国有地の全部を北野字八反田に変更。

一 北野字八反田八三、八九、九〇、北野字松ノ木一三二、一三三、一三四ノ一、一三五ノ一、一三六ノ二、一三七ノ一、一三九ノ一、一四三ノ二、一四四ノ一、

北野字倉カケ二五三ノ一の内、二五四ノ二、二五五の内、二五八の内、北野字大隈二七八の内、二七九、二八〇の内、二八一ノ一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字前田に変更。

一 北野字松ノ木一三六ノ一、一四〇ノ一、一四二ノ一、一五五ノ一、一五六ノ一、一五七、一五八、北野字中ノ河原自一五九至一六二、自一六四至一六八、北野字下高瀬自一八八至一九〇、北野字倉カケ二四〇ノ一、

二四一、二四二、二四三ノ一、二四四、一四五、二四六ノ一、二四五、二五〇、二五一、二五一次一、二五二ノ一、二五三ノ二、二五二ノ三、二五二ノ五、二五三ノ二、二五三ノ三、二五四ノ一、二六一ノ二、二六三ノ一、二六四、二六五ノ一、北野字権現二三四ノ二の内、二三五ノ三の内及びこれに伴なう道路水路等の

九の内、三五〇の内、北野字西高下三九五の内、三九八ノ一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字井手ノ上に変更。

一 北野字井手ノ上三九三の内、北野字谷垣四〇二ノ一の内、四〇二ノ二、四〇三の内、四〇四の内、四〇五、自四〇六至四〇九、四一〇の内、四一一の内、四一二の内、四十三の内、四一五の内、小鴨字穴田丸三三ノ四、九三二ノ五及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字西高下に変更。

一 北野字上山根四二三、四二四の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字谷垣に変更。

一 北野字大坪三六八の内、三六九の内、三七三の内、北野字井手ノ上三七四の内、北野字西高下三九八ノ二、三九八ノ一の内、三九九ノ一の内、三九九ノ二、四〇〇、四〇一、北野字谷垣四〇二ノ一の内、北野字上山根四二四の内、四二五ノ一、四二五ノ二、四二六、北野字下山根四二八、四二九の内、四二七、自四三〇至四三八、北野字南代四三九、四四〇、四五九の内、四

六〇、北野字屋敷四六一の内、四六二の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字山根に変更。

一 北野字八反田一〇三ノ一の内、北野字下野ノ前五三の一の内、五三四の内、五三四ノ一の内、五三五の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字上野前五五一の内、五一六ノ四の内、五二七の内、北野字水抜五三八の内、五三九の内、北野字野野ノ下六四三ノ一九の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字下野ノ前に変更。

一 北野字八反田九四の内、九七の内、北野字下野ノ前五二九の内、五三〇の内、北野字中庄路五五一ノ三の内、五五三の内、五五四の内、北野字野ノ下六四三ノ一九の内、六四三ノ二〇及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字水抜に変更。

一 北野字水抜五四一の内、五四五の内、五四七の内、北野字大石橋五六三の内、五六四の内、五七二の内、

五七六の内、五七七の内、北野字野ノ下六四三ノ二一、

六四三ノ二二、六四三ノ二三及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字中庄路に変更。

一 北野字南下河原一四の内、北野字中庄路五五八の内、五五九の内、五六一の内、北野字村ノ前六二三の内、

六二四の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を北野字大石橋に変更。

一 北野字大坪三五九の内、三六〇の内、北野字南代四五九の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部

鳥取県告示第七百三十二号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事

石

破

二

朗

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録
(と) 第七八五号

昭三六、
一二、一五

打吹建設(株)

倉吉市仲之町七四一

小谷 孫市

土木一式工事

第五九六号

八

田村組

福吉町二丁目

田村 次郎

福吉町

第五九八号

八

森下工業

八頭郡郡家町土師百井

森下 清治

森下

松本塗装店

鳥取市若桜町九

松本 菊治

松本

鳥取県告示第七百三十三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通告を受けた

から、森林法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

00112

昭和36年12月22日 金曜日 鳥取県公報 第3287号

昭和三十六年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅一 岩美郡国府町大字三代寺奥山四七五ノ一所在の保
安林指定の目的 土砂流出防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 国府町長

二 気高郡鹿野町大字末用字水無シ二、二九四所在の保
安林指定の目的 土砂流出防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 国府町長

三 気高郡青谷町大字藏内字中出一、〇〇二ノ二所在の
保安林指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 氣高郡青谷町大字末用 乾 善法

四 気高郡青谷町大字亀尻字下家空五四〇所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 氣高郡青谷町大字藏内 谷口 武

鳥取県告示第七百三十四号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた
から、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三
十条の規定により告示する。

- 五 八頭郡郡家町大字郡家字通り谷東平七四三ノ二所在
の保安林
- 六 八頭郡郡家町大字郡家字通り谷東平七四三ノ二所在
の保安林
- 七 八頭郡河原町大字佐賀字若桑谷一、六四八ノ八、一、
六四八ノ一〇所在の保安林
- 八 鳥取県告示第七百三十五号
- 九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第
五項の規定により、1 森林区から11 森林区までの森林区
施業計画を、次の場所において公表する。

00113

(第3種郵便物
印 認)

昭和36年12月22日 金曜日 鳥取県公報 第3287号

昭和36年12月22日 金曜日 鳥取県公報 第3287号

昭和三十六年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅一 気高郡溝口町岩立字辨水高原四ノ一、一二ノ一、大内
字升水原二、〇六九ノ三、一、〇六九ノ五〇、一、〇
六九ノ五一（以上五筆について次の図に示す部分に限
る。）所在の保安林指定の目的 土砂流出防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

二 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

三 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

四 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

五 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

六 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

七 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

八 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

九 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十一 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十二 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十三 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十四 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十五 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十六 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十七 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

十八 指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取県知事

鳥取県告示第七百三十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第
五項の規定により、1 森林区から11 森林区までの森林区
施業計画を、次の場所において公表する。

一 公表の場所

昭和36年12月22日 鳥取県知事 石 破 二 朗

二 市町村長が縦覧に供する期間

昭和36年12月23日から三十日間

鳥取県告示第七百三十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 朗

二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十五日	気高郡気高町重高	堀尾種鶏場
△△△	殿	宇田川光良

印 刷 所 鳥取県鳥取市東町一丁目
〔定額 一部 月極 一二〇円 (配達料共)〕

県